

2017

# ボランティア 行動規範

一般社団法人埼玉県ラグビーフットボール協会

平成 29 年 5 月 13 日制定



# 1章 フィロソフィー

## 1条 (フィロソフィー)

国際ラグビー評議会（World Rugby、略称 WR）が定める「ラグビー憲章」に準じ、以下の精神をもってボランティア活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 品位 (INTEGRITY)

品位とは、大会運営の核をなすものであり、誠実さと公正さによってのみ生み出されるものです。

### 情熱 (PASSION)

ボランティアスタッフは、大会運営に対して情熱的な熱意を持ち、ボランティア活動を通じ、大会会場にいらっしゃる方々に興奮を呼び、愛着心を沸かせ、日本のみならず世界中のラグビーファミリーとの一体感を生むことが大切です。

### 結束 (SOLIDARITY)

ラグビーは、生涯続く友情、絆、チームワーク、そして文化的、地理的、政治的、宗教的な相違を超えた忠誠心につながり一つにまとまった精神をもたらします。

ボランティアスタッフもまた結束の精神を持つことで一つになり、ラグビーの結束を示すことが大切です。

品位 (INTEGRITY)

情熱 (PASSION)

結束 (SOLIDARITY)

規律 (DISCIPLINE)

尊重 (RESPECT)

## 規律 (DISCIPLINE)

規律にしたがった言動は、大会の成功に不可欠なものであり、グラウンド内外を問わず、競技規則、競技に関する規定、本行動規範、そして、そしてラグビーのコアバリューの順守を通じて示されるものです。

## 尊重 (RESPECT)

ボランティアスタッフ、試合観戦者、大会運営関係者、選手等を尊重することが最も重要です。



品位 (INTEGRITY)



情熱 (PASSION)



結束 (SOLIDARITY)



規律 (DISCIPLINE)



尊重 (RESPECT)

## 2章 行動指針

本大会を安全、円滑に運営し、成功へと導くためには、ボランティアスタッフの皆さまからのご協力が不可欠です。試合観戦者の方々に本大会をご満足いただくため、皆さまに親しみある献身的かつ良質な行動をお願いし、基本的な行動指針を下記に列挙します。大会運営時におきましては、本行動指針を遵守した行動をお願いします。

### 2条（服装・髪型）

ボランティアスタッフとして相応しい清潔で品位のある服装、髪型をお願いします。ボランティア活動中は、事務局より配布されるボランティアユニフォームを必ず着用してください。なお、ボランティアユニフォームを試合当日にお忘れの場合、ボランティア活動にご参加いただけません。

### 3条（文化的理解のお願い、差別・嫌がらせ行為の禁止）

本大会には、海外からも選手、大会来賓のVIP、ラグビー組織委員、メディア、試合観戦者等が来場されますので、ご自身と異なる言語、文化、習慣等を尊重した対応をお願いします。また、人種、肌の色、国籍、身体の障害、婚姻形態（内縁を含む）、性的嗜好、親権、宗教、性別等（それらに限らない）を理由としたいかなる差別行為、嫌がらせ行為を禁止します。差別行為とは、上記特徴（人種、性別等）を理由に劣った扱いを行うことを指します。

嫌がらせ行為とは、明示または黙示、意図の有無を問わず、過度、不要

な言動により、上記特徴（人種、性別等）を理由（それらに限らない）に、相手を不快にさせる、侮辱する、脅す、敵意を示す、品位を下げる等の行為を指します。

#### 4 条（活動内容）

ボランティアスタッフおよび各参加団体の試合当日責任者の方には、下記の行動をお願いします。

1. 本大会のボランティア活動は無償のため、事務局より日当、交通費、等は一切支給されないことをご理解ください。
2. 現場責任者の指示に従って、ボランティア活動を行うようお願いします。なお、ボランティア活動中の試合観戦は原則禁止します。
3. ボランティア活動当日は、あらかじめ指定された場所に時間厳守で集合してください。もし、当日、体調不良、交通機関の遅延、その他のやむを得ない理由により、ボランティアを欠席、遅刻する場合は、ご自身が所属する参加団体の試合当日責任者に必ず連絡をしてください。なお、当日、ボランティアスタッフが欠席する場合は、各参加団体の試合当日責任者は、事前に取り決める団体ごとのボランティア活動に必要な人数を各団体にて必ず確保いただき、代替要員の派遣をお願いします。
4. 試合当日の状況により、あらかじめお願いしていたボランティアの活動内容、活動時間が急きょ変更となる場合があります。その場合は、柔軟に対応いただけますようご協力をお願いします。

## **5 条（喫煙・飲酒の禁止）**

ボランティア活動中の喫煙・飲酒は禁止します。休憩時間に喫煙を行う場合は、試合会場の指定場所をお願いします。なお、休憩時間であっても飲酒は禁止します

## **6 条（身体に障害をお持ちの方への配慮）**

身体に障害をお持ちの方へ配慮ある行動をお願いします。

ボランティアスタッフの中に身体に障害をお持ちの方がいらっしゃる場合は、ご本人ができる仕事、できない仕事を勝手に決めつけることなく、ご協力いただける範囲で仕事に注力いただけるよう配慮をもったサポートをお願いします。なお、身体の障害には、心臓疾患、糖尿病等、目で見えない疾患も含まれます。

身体に障害をお持ちの試合観戦者につきましても同様に配慮をもったサポートをお願いします。なお、サポートが必要かどうか、どのようなサポートが必要かは、勝手に判断するのではなく、ご本人に直接伺った上で対応をお願いします。

## **7 条（事故発生時の対応）**

ボランティア活動中、事故が発生した場合は、直ちに現場責任者に報告し、その指示に従ってください。

## **8 条（メディアへの対応）**

大会開催期間中、大会に関するいかなるメディアへの取材等は、大会

運営団体が行います。個別にボランティアスタッフが行うことはありません。メディアより取材、インタビュー、番組出演、広告・宣伝活動（SNSを含む）への協力依頼を受けた場合は、安易に受けることなく、大会運営団体に対して依頼してもらうよう促してください。

## **9 条（携帯電話・スマートフォン等の使用）**

ボランティア活動中、携帯電話、スマートフォン等（個人所有のもの、事務局より貸与されているものを問わない）の私的使用は原則禁止します。個別に必要な場合は、現場責任者に許可を得た上で、会場の外でご使用ください。

## **10 条（貴重品・その他私的な所持品の管理）**

ボランティア活動中、貴重品、その他の私的な所持品の管理は、自己の責任で管理してください。紛失、盗難等に関して、大会開催期間中を通して事務局及び大会運営団体はその責任を負いませんのでご了承ください。

## **11 条（選手、大会来賓のVIP等への私的な接触）**

ボランティア活動中、選手、大会来賓のVIP等に対して、握手、サイン、記念撮影等（それらに限らない）を個人的に依頼しないでください。

## **12 条（個人的な販売行為・勧誘行為）**

ボランティア活動中、ボランティアスタッフは自己の商品、サービスの販売行為及び所属団体への勧誘行為等を行わないでください。

ここで言う販売行為、勧誘行為には、電話・Eメール等の電子コミュニケーション手法を用いた行為、ポスター・パンフレット・フライヤー、カタログ等の紙媒体の展示・配布による行為も含まれます。

### **13 条（ソーシャルメディア・その他オンラインサービスの利用）**

Facebook、Twitter、Instagram、Mixi 等（それらに限らない）のソーシャルメディア、ウェブサイト、ブログサイト、その他のオンラインサービスに、大会、試合、選手、ボランティア活動等に関する情報、写真等を投稿し発信する場合は、関連法令（例えば、肖像権、著作権等）および本行動規範に定める守秘義務および各種義務に違反しないよう注意し、またあくまでも個人としての発言、情報発信であり、大会運営団体の発言、情報発信だと誤解を与えることがないよう十分な配慮および対応をお願いします。

## 3章 参加条件

### 14条（個人情報取得への同意）

安全、円滑な大会運営を目的として、ボランティアスタッフの本人確認および動態確認等のため、ボランティアスタッフの書面による同意のもと、下記情報を事務局にて適宜取得させていただきます。

1. 氏名、住所、所属組織
2. 顔写真、入退場記録

### 15条（本行動規範の遵守）

本大会を安全、円滑に運営し、成功へと導くため、本行動規範の遵守をお願いします。

### 16条（ボランティア説明会への参加）

ボランティアの概要説明、本人確認等を行いますので、大会前に開催されるボランティア説明会に必ずご参加ください。

## 4章 その他

### 17条（貸与品）

事務局より下記の物品をボランティアスタッフに貸与します。

1. 大会運営におけるセキュリティ維持のための本人確認証
2. ボランティアユニフォーム（ジャンパー）

ボランティア活動中はこれらの貸与品の管理を厳重に行い、他人への貸与、譲渡は絶対に行わないでください。また、ボランティア活動終了後にすみやかに事務局へ返却し、紛失または盗難の場合は事務局に直ちに報告してください。

### 18条（守秘義務）

ボランティア活動において、取得した情報（選手等の個人情報、スケジュール、セキュリティを含む大会運営の情報、これらに限らない）を大会関係者以外に開示しないでください。

### 19条（違反）

本行動規範に違反し、事務局が悪質と判断した場合は、ボランティア登録を抹消し、以降大会開催期間中のボランティアへの参加をお断りする場合があります。

### 20条（不法行為）

上記の違反以外に、不法行為が行われた場合は、事務局として然るべき公的機関に通報し、事務局としても厳正に処罰（損害賠償請求を含む）を行う場合があります。